

議案第 1 4 0 号

川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について

川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 4 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市スポーツ振興審議会条例の一部改正）

- 2 川崎市スポーツ振興審議会条例（昭和 3 7 年川崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に、「委

員会に」を「市長に」に改める。

第5条の見出しを「（委嘱等）」に改め、同条中「市長の意見をきいて委員会が」を「教育委員会の意見を聴いて市長が委嘱し、又は」に改める。

第7条中「委員会が」を「規則で」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

（川崎市とどろきアリーナ条例の一部改正）

3 川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第10条第3項、第12条及び第13条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第15条第6号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第20条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第21条中「委員会が」を「規則で」に改める。

（川崎市体育館条例の一部改正）

4 川崎市体育館条例（昭和31年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「、位置及び管理」を「及び位置」に改め、同条中「設置し川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを管理」を「設置」

に改める。

第4条中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条から第11条までの規定及び第17条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第18条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

(川崎市スポーツセンター条例の一部改正)

5 川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第11条第6号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条第3項、第14条、第15条ただし書及び第20条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第21条中「委員会が」を「規則で」に改める。

(川崎市武道館条例の一部改正)

6 川崎市武道館条例（昭和51年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第11条第6号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条第3項、第14条、第15条ただし書及び第20条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第21条中「委員会が」を「規則で」に改める。

(川崎市市民ミュージアム条例の一部改正)

7 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条から第10条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第6号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条ただし書及び第16条から第21条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第22条中「委員会が」を「規則で」に改める。

別表第1の1普通観覧料の表中「委員会」を「市長」に改める。

別表第1の2共通利用券の表備考を次のように改める。

備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。

ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。

(1) 市民ミュージアムにおいて市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場

(2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への

入場

(3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウム的一般投影又は特別投影の観覧

(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園

別表第1の3特別入場券の表中「委員会」を「市長」に改める。

別表第3中「委員会」を「市長」に改める。

（川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正）

8 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項ただし書及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条から第12条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第13条中「委員会が」を「規則で」に改める。

別表第1の1普通観覧料(2)企画展の観覧料の表中「委員会」を「市長」に改める。

別表第1の2共通利用券の表備考を次のように改める。

備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。

ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。

(1) 美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場

(2) 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場

(3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧

(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園

別表第1の3特別入場券の表中「委員会」を「市長」に改める。

（川崎市大山街道ふるさと館条例の一部改正）

9 川崎市大山街道ふるさと館条例（平成4年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条から第11条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第6号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条及び第19条中「委員会」を「市長」に改める。

第20条中「委員会が」を「規則で」に改める。

（川崎市青少年科学館条例の一部改正）

10 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2共通利用券の表備考を次のように改める。

備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等に利用することができる。

ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の観覧等については、この限りでない。

(1) 科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧

(2) 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）

に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場

(3) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場

(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園

（川崎市立日本民家園条例の一部改正）

11 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 共通利用券の表備考を次のように改める。

備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入園等に利用することができる。

ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入園等については、この限りでない。

(1) 民家園への入園

(2) 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場

(3) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場

(4) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧

（川崎市スポーツ振興審議会条例等の一部改正に伴う経過措置）

12 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会が行った処分その他の行為で、施行日においてこの条例の附則の規定による改正後の次に掲げる条例の規定により当該行為を行うべきものが市長となるものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為とみなす。

- (1) 川崎市スポーツ振興審議会条例
- (2) 川崎市とどろきアリーナ条例
- (3) 川崎市体育館条例
- (4) 川崎市スポーツセンター条例
- (5) 川崎市武道館条例
- (6) 川崎市市民ミュージアム条例
- (7) 川崎市岡本太郎美術館条例
- (8) 川崎市大山街道ふるさと館条例

参考資料

制 定 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、及び執行するため、この条例を制定するものである。